

浄水水質検査結果書

No. bX2600474-001

No. 1/2

一ツ瀬水道事業

様

2026年 6月 20日

国土交通大臣及び環境大臣登録機関 登録番号第191号
建築物飲料水水質検査基準適用 埼玉県3水第6号

株式会社 東洋環境分析センター

宮崎県宮崎市田代西100番地
Tel 0985-24-1122 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛸原 直輔

受付日	2026年 6月 9日	受付方法	受取
採取日	2026年 6月 9日	時刻	9時 27分
天候	当日雨 前日雨	温度	気温 21℃ 水温 22.6℃
検査期間	2026年 6月 9日 ~ 2026年 6月 19日		
採水者	緒方 俊亮	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試料名	飲料水(浄水)	施設名	牛掛送水ポンプ場
採水場所	牛掛送水ポンプ場	水源種別	地下水

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ｍℓ	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100mℓ	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	1.2	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ペルフルオロオクタン sulfonic 酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/ℓ	0.000005未満	0.000005	0.00005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第45
塩素酸	mg/ℓ	0.06 未満	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
クロロホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブロモホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19の2
塩化物イオン	mg/ℓ	3.9	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/ℓ	0.3 未満	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
pH値	—	6.6 (22.6℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	0.5 未満	0.5	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
判定	判定・備考内容は最終頁に記載				
備考					

浄水水質検査結果書

No. bX2600474-001

No. 2/2

一ツ瀬水道事業

様

2026年 6月 20日

[illegible]

浄水水質検査結果書

No. bX2600474-002

No. 1/2

一ツ瀬水道事業

様

2026年 6月 20日

国土交通大臣及び環境大臣登録機関 登録番号第191号
建築物飲料水水質検査基準適用 南 崎 県 3 水 第 6 号

株式会社 東洋環境分析センター

宮 崎 県 宮 崎 市 田 代 西 1 0 0 番 地
Tel 0985-24-1122 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛭原 直輔

受 付 日	2026年 6月 9日	受付方法	受取
採 取 日	2026年 6月 9日	時 刻	10時 00分
天 候	当 日 雨 前 日 雨	温 度	気 温 22 ℃ 水 温 23.9 ℃
検査期間	2026年 6月 9日 ~ 2026年 6月 19日		
採 水 者	緒方 俊亮	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試 料 名	飲料水(浄水)	施 設 名	小並配水池
採水場所	南高鍋農村広場	水源種別	地下水

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	定量下限値	水質基準	検 査 方 法
一般細菌	個/ｍℓ	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100mℓ	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	1.2	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ペルフルオロオクタン sulfonic 酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/ℓ	0.000005未満	0.000005	0.00005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第45
塩素酸	mg/ℓ	0.06 未満	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
クロロホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブロモホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19の2
塩化物イオン	mg/ℓ	3.8	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/ℓ	0.3 未満	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
p H値	—	6.7 (22.5℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	0.5 未満	0.5	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
判 定	判定・備考内容は最終頁に記載				
備 考					

浄水水质検査結果書

No. bX2600474-002

No. 2/2

一ツ瀬水道事業

様

2026年 6月 20日

[illegible]

浄水水質検査結果書

No. bX2600474-003

No. 1/2

一ツ瀬水道事業

様

2026年 6月 20日

国土交通大臣及び環境大臣登録機関 登録番号第191号
建築物飲料水水質検査基準適用 埼玉県3水第6号

株式会社 東洋環境分析センター

宮崎県宮崎市田代西100番地
Tel 0985-24-1122 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛸原 直輔

受付日	2026年 6月 9日	受付方法	受取
採取日	2026年 6月 9日	時刻	10時 20分
天候	当日雨 前日雨	温度	気温 22℃ 水温 23.6℃
検査期間	2026年 6月 9日 ~ 2026年 6月 19日		
採水者	緒方 俊亮	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試料名	飲料水(浄水)	施設名	黒坂配水池
採水場所	新田原公民館	水源種別	地下水

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ｍℓ	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100mℓ	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	1.2	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ペルフルオロオクタン sulfonic 酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/ℓ	0.000005未満	0.000005	0.00005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第45
塩素酸	mg/ℓ	0.06 未満	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
クロロホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
ジブロモクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17の2
ブロモジクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブロモホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19の2
塩化物イオン	mg/ℓ	3.8	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/ℓ	0.3 未満	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
pH値	—	6.7 (22.5℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	0.5 未満	0.5	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
判定	判定・備考内容は最終頁に記載				
備考					

浄水水质検査結果書

No. bX2600474-003

No. 2/2

一ツ瀬水道事業

様

2026年 6月 20日

[illegible]